元国際第１６９号
関税割当公表第EU１１号

令和元年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づくでん粉等の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第６条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日ＥＵ協定」という。）に基づく割当ての対象となるでん粉等（以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年６月25日

農林水産省

記

第１　割当対象物品、割当数量及び通関期限

１　割当対象物品（110812091、110812099、110813091、110813099、110814091、110814099、110819017、110819018、110819097、110819098、110820090、190120159、190190179）

でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の１以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（日ＥＵ協定附属書２－Ａ第３編第Ｂ節１８に掲げるＴＲＱ－１７のでん粉であっ

て、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第１１０８．１２号から第１１０８．２０号まで、１９０１．２０号の1の（2）のDの（b）及び１９０１．９０号の1の（2）のDの（b）に掲げる物品）に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第１１０８．１２号、第１１０８．１３号、第１１０８．１４号、第１１０８．１９号、第１１０８．２０号、第１９０１．２０号及び第１９０１．９０号の項で定める数量以内のもの以外のものであって、２に掲げる用途に供するもの。）

２　用途

(1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第３５０５．１０号２項に掲げるものに限る。以下同じ。）を除く。）の製造に使用するものをいう。以下同じ。）

(2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。以下同じ。）

(3) 加工食品等用（ばれいしょでん粉を使用し、加工食品その他のでん粉加工品の製造に使用するものをいい、(1)・(2)及び未加工又は他の穀粉や調味料と混合した状態で、小売用又は外食産業用に供されるものを除く。以下同じ。）

(4) 小売等用（ばれいしょでん粉のうち(1)から(3)を除いたものをいう。以下同じ。）

(5) その他用（(1)から(4)を除いたものをいう。以下同じ。）

３　割当数量　　６，５５０トン

４　通関期限　　令和２年３月31日

第２　関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第３　関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第４　関税割当申請書の提出期間及び提出時間

１　提出期間（行政機関の休日を除く。）

(1) 令和元年７月23日（火）から同年７月29日（月）まで
(2) 令和元年11月19日（火）から同年11月25日（月）まで

ただし、これらの期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する配分において生じた残量及び各期間の開始日の３週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後４時までに返納された関税割当証明書における残存数量の合計が１トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、各期間における配分の実施の有無及び実施する場合の配分可能数量（上限）は、各期間の開始日の２週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後２時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/kansho/kanwari/index.html）において公表する。

２　提出時間　　午前10時から正午まで及び午後２時から午後４時まで

第５　関税割当申請者の資格

１　糖化用

糖化用については、以下の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1)　輸入でん粉を原料として糖化製品を製造すること又は輸入でん粉を糖化製品の原料として販売することを事業目的とする法人、これらが構成員となる団体又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売又は輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

(2)　第１の２の(1)の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第10の２に掲げる事後確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

２　化工でん粉用

化工でん粉用については、以下の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1) 輸入でん粉を原料として化工でん粉を製造すること又は輸入でん粉を化工でん粉の原料として販売することを事業目的とする法人、これらが構成員となる団体又はこれらの事業をおこなうことが確実と認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

(2) 第１の２の(2)の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第10の２に掲げる事後確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

３　加工食品等用

加工食品等用については、以下の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1) 加工食品（麺類、菓子類、水産練り製品、畜産練り製品をいう。）等を製造可能な糊化温度に達する加熱処理工程を含む製造設備を有する者であって、輸入ばれいしょでん粉をでん粉加工品の原料として使用することを事業目的とする法人、これらを構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載があり、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が適当と認める者。

(2) 第１の２の(3)の用途に従って割当てを受けたばれいしょでん粉を当

該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第10の２に掲げる事後確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

４　小売等用

小売等用については、以下の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1) 第８の１の配分結果の連絡を受けた申請者は、関税割当証明書の受領の日までに割当数量の３分の１以上の国産ばれいしょでん粉（国産ばれいしょにより国内で製造されたでん粉をいう。以下同じ。）を国産ばれいしょでん粉製造事業者又は当該製造事業者から販売委託された者（以下「製造業者等」という。）と購入に関する契約を締結したことを証する書類（以下「売買契約書等」という。）の写しを受付担当課に提出することが可能な法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

(2) 第１の２の(4)の用途に従って割当てを受けたばれいしょでん粉を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第10の２に掲げる事後確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

５　その他用

その他用については、以下の各号に掲げる要件のすべてを備える者とする。

(1) でん粉等の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらを構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有しない団体にあっては団体規約の目的欄、個人事業者においては個

人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

(2)　第１の２の(5)の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途のみに使用し、他の用途には使用しない旨及び農林水産省が第10の２に掲げる事後確認調査を行う場合は協力する旨の誓約書を提出する法人、これらを構成員とする団体又は個人事業者。

第６　関税割当申請書に添付すべき書類

関税割当申請書に添付すべき書類は、第１の２に定める用途ごとに次のとおりとする。

１　糖化用

(1) 関税割当申請書類表（別記様式１）

(2) 平成30年度における糖化用でん粉等の使用（又は販売）実績（見込み）数量等一覧表及び製品又はでん粉等の販売先別販売実績数量一覧表（別記様式２及び３）

(3) 平成30年度における糖化用でん粉等の入手状況一覧表（別記様式４）

(4) 令和元年度（平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間をいう。以下同じ。）における糖化用でん粉等の使用（又は販売）計画数量等一覧表及び製品又はでん粉等の販売先別販売計画数量一覧表（別記様式５及び６）

(5) 下記の書類（原料として販売する者にあっては、イからオまでを除く。）

ア　工場名（事業所名）及びその所在地を記した書類

イ　工場配置図

ウ　製造機械配置図

エ　工場工程見取図

オ　主要製造機械設備一覧表（別記様式７）

(6) 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書等）

(7) 割当対象物品を輸入後販売する場合

販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び販売予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）

(8) 法人の登記事項証明書（原本）（法人格を有さない団体にあっては団体規約、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。以下同じ。））

(9) 第５の１の(2)に掲げる誓約書（別記様式８）

２　化工でん粉用

(1) 関税割当申請書類表（別記様式１）

(2) 平成30年度における化工でん粉用でん粉等の使用（又は販売）実績（見込み）数量等一覧表及び製品又はでん粉等の販売先別販売実績数量一覧表（別記様式２及び３）

(3) 平成30年度における化工でん粉用でん粉等の入手状況一覧表（別記様式４）

(4) 令和元年度における化工でん粉用でん粉等の使用（又は販売）計画数量等一覧表及び製品又はでん粉等の販売先別販売計画数量一覧表（別記様式５及び６）

(5) 下記の書類（原料として販売する者にあっては、イからオまでを除く。）

ア　工場名（事業所名）及びその所在地を記した書類

イ　工場配置図

ウ　製造機械配置図

エ　工場工程見取図

オ　主要製造機械設備一覧表（別記様式７）

(6) 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書等）

(7) 割当対象物品を輸入後販売する場合

販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び販売予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）

(8) 法人の登記事項証明書（原本）（法人格を有さない団体にあっては団体

規約、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し）

(9) 第５の２の(2)に掲げる誓約書（別記様式８）

３　加工食品等用

(1) 関税割当申請書類表（別記様式１）

(2) 平成30年度におけるばれいしょでん粉の使用（又は販売）実績（見込み）数量等一覧表及び製品又はばれいしょでん粉の販売先別販売実績数量一覧表（別記様式２及び３）

(3) 平成30年度におけるばれいしょでん粉の入手状況一覧表（別記様式４）

(4) 令和元年度におけるばれいしょでん粉の使用（又は販売）計画数量等一覧表及び製品又はばれいしょでん粉の販売先別販売計画数量一覧表（別記様式５及び６）

(5) 本申請により輸入するばれいしょでん粉を使用して製造する加工食品等の前年度における製造実績及び製品単位当たりの輸入ばれいしょでん粉使用計画量一覧表（別記様式９）

(6) 下記の書類

ア　工場名（事業所名）及びその所在地を記した書類

イ　工場配置図

ウ　製造機械配置図

エ　工場工程見取図

オ　主要製造機械設備一覧表（別記様式７）

(7) 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書等）

(8) 割当対象物品を輸入後販売する場合

販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び販売予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）

(9) 法人の登記事項証明書（原本）（法人格を有さない団体にあっては団体規約、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し）

(10) 第５の３の(2)の誓約書（別記様式８）

４　小売等用

(1) 関税割当申請書類表（別記様式１）

(2) 平成30度におけるばれいしょでん粉の使用（又は販売）実績（見込み）数量等一覧表及び製品又はばれいしょでん粉の販売先別販売実績数量一覧表（別記様式２及び３）

(3) 平成30年度におけるばれいしょでん粉の入手状況一覧表（別記様式４）

(4) 令和元年度におけるばれいしょでん粉の使用（又は販売）計画数量等一覧表及び製品又はばれいしょでん粉の販売先別販売計画数量一覧表（別記様式５及び６）

(5) 令和元年度国産ばれいしょでん粉の購入及び使用（又は販売）計画数量一覧表（別記様式10）

(6) 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書等）

(7) 割当対象物品を輸入後販売する場合

販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び販売予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）

(8) 法人の登記事項証明書（原本）（法人格を有さない団体にあっては団体規約、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し）

(9) 第５の４の(2)に掲げる誓約書（別記様式８）

５　その他用

(1) 関税割当申請書類表（別記様式１）

(2) 平成30年度におけるでん粉等の使用（又は販売）実績（見込み）数量等一覧表及び製品又はでん粉等の販売先別販売実績数量一覧表（別記様式２及び３）

(3) 平成30年度におけるでん粉等の入手状況一覧表（別記様式４）

(4) 令和元年度におけるでん粉等の使用（又は販売）計画数等一覧表及び製品又はでん粉等の販売先別販売計画数量一覧表（別記様式５及び６）

(5) 関税割当申請に係る輸入でん粉等の概要（別記様式11）

(6) 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書又は売買契約書等）

(7) 割当対象物品を輸入後販売する場合

販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び販売予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）

(8) 法人の登記事項証明書（原本）（法人格を有さない団体にあっては団体規約、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し）

(9) 第５の５の(2)に掲げる誓約書（別記様式８）

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①(1)の別記様式１、②関税割当申請書、③(2)から(9)又は(10)までに掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

ただし、第１の２に掲げる用途に対し、１申請につき２以上の用途の申請を行う場合にあっては、法人の登記事項証明書（法人格を有さない団体にあっては団体規約、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し）の添付は１通とする。また、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、（法人格を有さない団体にあっては団体規約、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し）の内容に変更のないものについては、法人の登記事項証明書（法人格を有さない団体にあっては団体規約、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し）の添付を必要としない。さらに、令和元年度に２件又は２期以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であって、１、２、４及び５の(2)から(5)及び(8)、３の(2)から(6)及び(9)の書類の内容に変更のない場合においては、２件目以降は１、２、４及び５の(2)から(5)及び(8)、３の(2)から(6)及び(9)の書類の添付を必要としない。

第７　割当基準

１　第４の１の(1)及び(2)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第４の１の(1)に掲げる期間における申請数量は、１，０００トン又は輸入計画数量（令和元年８月初日から令和２年３月末日までの間）若しくは配分可能数量のいずれか少ない数量を上限とするが、(2)に掲げる期間における１申請者当たりの申請数量については、輸入計画数量（令和元年12月初日から令和２年３

月末日までの間）かつ配分可能数量の範囲内であれば上限を設けない。

(1) 申請数量の総計が配分可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が配分可能数量を超える場合

各申請者の申請順に配分可能数量に達するまで申請数量を割り当てる。なお、配分可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に配分可能数量の残数量を割り当てる。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、別途抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。抽選の実施については、第４の１の(1)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和元年８月１日（木）午後２時まで、第４の１の(2)に掲げる期間に行われた申請にあっては申請にあっては令和元年11月28日（木）午後２時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

第８　配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

１　関税割当証明書は、原則として各期間の最終日の翌日から起算して15日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）までに交付するものとする。

なお、第４の１に掲げる期間に行われた申請に対する配分結果は、関税割当証明書の交付の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者ごとに配分された数量を連絡するものとする。

２　第１の２の(3)の用途に対して、１の連絡を受けた申請者は、関税割当証明書の受領の日までに売買契約書等の写しを受付担当課に提出するものとする。

なお、国産ばれいしょでん粉の購入に係る契約数量（以下「国産購入契約数量」という。）が配分された数量の３分の１に満たない場合には、第11の２に掲げる関税割当証明書の再交付手続を行うこととし、国産購入契約数量に基づき作成した関税割当申請書に売買契約書等の写し及び「関税割当数量の変更について（別記様式12）」を添付し、受付担当課に提出するものとする。

３　関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第９　公表

１　次に掲げる事項を当省ウェブサイト（(5)に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。）において定期的に公表する。

(1) 配分された数量

(2) 返納された数量

(3) 消化（割当）率（第１の３に掲げる割当数量に対する配分された数量）

(4) 再配分に供する数量

(5) 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

２　本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、１に掲げる公表のための内容を除く。

第10　報告等

１　でん粉等の割当てを受けた者は、関税割当証明書の割当年月日に記載されている月分から各月の輸入の有無に関わらず、翌月の15日までに次に掲げる書類を受付担当課に毎月提出するものとする。

　併せて、第１の２の(3)の用途に従って割当てを受けた者は、国産ばれいしょでん粉の売買等の報告書１通及び国産ばれいしょでん粉の購入数量が確認できる納品書等の写しを併せて政策統括官に提出するものとする。

(1) ＴＲＱ－１７ でん粉等の輸入通関及び販売等の実績報告書（別記様式13）

(2) 割当対象物品に係る輸入・販売に関する売買契約書等の写し

なお、売買契約書等の写しは、当該契約に基づき輸入・販売が開始された月のみ提出するものとする。

２　割当てを受けて輸入したでん粉等については、必要に応じその使用・販売状況等の調査を行うこととする。

３　割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11　その他

１　関税割当申請書の提出部数は２通（省令第１条）とし、その他の添付書類の提出部数は１通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は２通（省令第３条）とする。

２　関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年４月１日付け16国際第1297号）によるものとする。

３　関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

４　割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第４条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当て数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）の申告添付登録（ＭＳＸ）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその

写しを添付するものとする。

５　令和元年度に配分を受けた者のうち、同年度に配分を受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量の合計から算出される消化率（注）が９割未満の者は、翌々年度においては、申請数量の合計が前々年度の輸入通関数量を超える場合は申請を受け付けない。

　ただし、令和元年10月29日（火）午後４時までに返納された関税割当証明書の残存数量は、消化率計算の対象としない。

（注）

$$\text{消化率} = \frac{\text{元年度に配分を受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量の合計}}{\text{元年度に配分を受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

６　関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。」

附　則

　改正前の関税割当公表に基づき、平成31年４月１日に交付された関税割当証明書に係る第10の取扱いについては、なお従前の例によることができる。

（別記様式）

農林水産省のホームページに掲載

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2019/eu2019kohyo.html)